

民間宇宙活動の時代に対応した法制度の整備に向けて ～宇宙活動に関する法制検討WG報告書(案)<中間取りまとめ>の概要～

I.はじめに

宇宙基本法（平成20年法律第43号）の成立を受けて、同法第35条の規定及び同法に係る国会決議ののっとり、宇宙諸条約を実施するために必要な事項等に関する法制（宇宙活動法）の検討が必要とされている

《宇宙活動法の整備の目的》

- ① 民間宇宙活動の時代に対応した国際約束の誠実な履行
- ② 公共の安全と被害者の保護の確保
- ③ 宇宙活動への参入促進等我が国宇宙産業の健全な発達推進
- ④ 国際社会における我が国の利益と整合した宇宙活動の推進

II.宇宙活動に対する国の許可、監督について

(1) 国の許可、監督の目的

- ① 宇宙条約第6条に基づく国の義務の誠実な履行の確保
- ② 人の生命、身体及び第三者の財産に係る被害の防止
- ③ 宇宙活動を行うためのルールをあらかじめ明確化することによる民間事業者の宇宙開発利用の促進
- ④ 宇宙活動を我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする

(3) 国の許可を受けなければならない者

- ① 国内のすべての自然人、法人その他の団体
 - ② 国外の日本国籍を有する自然人、日本の法令により設立された法人その他の団体
- (※) 国の行政機関は、原則として、あらかじめ、宇宙活動法を所管する行政機関（内閣府）の承認を受けなければならない。
(※) 国の許可を受けずに下記(4)の行為を行った者や許可を受けた者の講ずべき措置を怠った者に対しては、罰則を科すものとする。

(4) 国の許可、監督

- ① 宇宙物体の打上げ
- ② 宇宙物体の国外打上げ委託
- ③ 宇宙物体の帰還
- ④ 人工衛星の管理
- ⑤ 宇宙物体の打上げ射場、帰還地点の管理

(2) 宇宙物体の定義

以下の物体（その構成部品を含む。）をいう。
 ① 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット
 ② 人工衛星の打上げを目的としないロケット（ミサイル等を除く。）であって、地表から100キロメートル以上の高度に到達する性能を有するもの
 (※) 100キロメートル以上の高度を宇宙空間として定義するものではない。

《参考：宇宙基本法、宇宙基本法に係る国会決議、宇宙諸条約》

宇宙基本法

第35条

- ・政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、かつ速やかに実施しなければならない。
- ・前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

宇宙基本法に係る国会決議（「宇宙の開発及び利用の推進に関する件」平成20年5月9日衆議院内閣委員会、「宇宙基本法案に対する付帯決議」平成20年5月20日参議院内閣委員会）

- ・本法の施行後二年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。

宇宙条約

第6条 d

- ・条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行なわれるか非政府団体によって行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行なわれることを確保する国際的責任を有する。
- ・月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものである。

III.宇宙損害の賠償について

《総論》

(1) 宇宙損害の賠償に関する制度の目的

- ① 被害者の保護
- ② 民間事業者の宇宙開発利用の推進（宇宙産業の健全な発達）

(2) 宇宙損害の定義

- ① 宇宙物体の打上げ、帰還その他落下に起因して、地表において引き起こした損害及び飛行中の航空機等に与えた損害
 - ② 人工衛星の軌道上などにおいて他の宇宙物体等に与えた損害
- (※) 当該航空機及び宇宙物体内の人や搭載物等を含む。

《国内の宇宙損害の第三者損害賠償について》

- (1) 第三者損害賠償責任(注)の厳格化
 - (2) 打上げ事業者等への第三者損害賠償責任(注)の集中
 - (3) 打上げ事業者等の第三者損害賠償義務の履行の確実性の担保
打上げ事業者及び帰還事業者への損害賠償措置（保険契約）の義務付け及び損害賠償措置により填補されない損害の国家補償
 - (4) 人工衛星管理に係る宇宙損害の第三者損害賠償・・・中小企業への配慮等から保険は義務付けず
- (注) 上記(2)①の損害に限る

《宇宙損害責任条約に係る国と加害者・被害者との関係について》

- (1) 我が国が加害国となった場合の加害者に対する国の求償手続きの法定
- (2) 我が国が被害国となった場合の被害者との関係、救済手続の具体化

IV.宇宙物体の登録及び救助返還並びに宇宙環境の保全について

《宇宙物体の登録について》

- (1) 宇宙物体の登録に関して講じる措置
- (2) ロケットの上段部等の扱い（登録対象に追加）
- (3) 打上げ国が複数に及ぶ人工衛星の扱い

《宇宙環境の保全について》

- (1) 宇宙基本計画に基づく宇宙環境の保全に向けた施策の推進
- (2) 宇宙環境の保全に向けた国際動向
- (3) 宇宙活動法において講じるべき措置

《救助返還について》

V.その他

1. 宇宙産業の振興について
2. 大学、中小企業等への支援について
3. 宇宙活動法を所管する行政機関について・・・内閣府
4. 引き続き検討が必要な課題について
(1) 産業振興に関する検討課題、(2) 有人の宇宙物体の打上げ等に関する検討課題

宇宙損害責任条約

第2条

- ・打上げ国は、自国の宇宙物体が地表において引き起こした損害又は飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき無過失責任を負う。

第5条

- ・二以上の国が共同して宇宙物体を打ち上げる場合には、これらの国は、引き起こされるいかなる損害についても連帯して責任を負う。

第8条

- ・損害を被った国又は自国の自然人若しくは法人が損害を被った国は、当該損害の賠償につき、打上げ国に対し請求を行うことができる。

第9条

- ・損害賠償請求は、外交上の経路を通じて打上げ国に対し行われる。

宇宙物体登録条約

第2条

- ・宇宙物体が地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打上げられたとき、打上げ国は、その保管する適当な登録簿に記入することにより当該宇宙物体を登録する。
- ・打上げ国は、国連事務総長に登録簿の設置を通報。

宇宙救助返還協定

- ・宇宙物体又はその構成部分が発見された領域について管轄権を有する締約国が、それを回収し及び返還する義務を履行するために要した費用は打上げ機関が負担する。